

大津市新庁舎整備における文書管理適正化支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市新庁舎整備における文書管理適正化支援業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大津市新庁舎整備における文書管理適正化支援業務

(2) 業務内容

大津市新庁舎整備における文書管理適正化支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 業務期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は23,760,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

ただし、本業務は令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

令和8年2月17日（火）	公募開始
令和8年3月2日（月）	参加申込書等提出締切
令和8年3月2日（月）	質疑受付締切
令和8年3月9日（月）	質疑に対する回答（予定）
令和8年3月12日（木）	参加資格審査結果通知（予定）
令和8年3月18日（水）	企画提案書等の提出締切
令和8年3月26日（木）	プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、本業務の公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (イ)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 令和2年4月1日以降に、地方公共団体から、本業務と同種又は類似の業務を直接に受託し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を2件以上有していること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の「質問書（別紙1）」により、電子メールで提出すること。

※メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 商号又は名称」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信し、必ず電話等で質問書を送信した旨を伝えること。

※電話又は口頭による質問は、受け付けない。

(2) 期限 令和8年3月2日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 E-mail otsu1240@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法 大津市ホームページに掲載予定

（事業者向け→入札・契約→プロポーザル→募集中のプロポーザル→質問に対する回答）

8 参加申込の手続

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書 1部（様式1）

担当者の連絡先を記入し、参加申込者の社印及び代表者印を押印すること。

イ 誓約書兼承諾書 1部（様式2）

参加申込者の社印及び代表者印を押印すること。

ウ 法人等の概要 1部（様式3）

(ア) 「業務内容」は、代表的な業務を記入すること。

(イ) 組織図中に、本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。

エ 実績調書 1部（様式4）

(ア) 参加申込者の社印及び代表者印を押印すること。

(イ) 令和2年4月1日以降に、地方公共団体から、本業務と同種又は類似の業務を直接に受託し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を2件以上記載し、契約実績を証明する書類（契約書等）の写しを添付すること。

オ 令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者にあつては、次に掲げる書類 1部

(ア) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税の滞納がないことを確認できるもの（完納証明書（写し可）、納税証明書（写し可）等）

(イ) 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登録簿謄本。写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

※市町村税については、直近1年分の納期の到来した全ての税目とする。

※各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。

※役員名簿については、任意様式でも可とするが、役員名簿（様式5）に定める項目を全て記載すること。

(2) 提出期間及び時間

参加申込に係る提出期限 令和8年3月2日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、前号の提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号（大津市役所別館2階）大津市総務部管財課庁舎整備室

(5) 参加資格審査の結果通知

参加申込者に文書にて通知する。

(6) 通知予定日

令和8年3月12日（木）

9 企画提案書等の提出及び作成方法

(1) 提出書類

本実施要領、仕様書及び大津市新庁舎整備における文書管理適正化支援業務企画提案書等作成要領（別紙2）を参照し、作成すること。

ア 価格見積書 1部

(ア) 様式は任意とする。

(イ) 本業務実施に要する費用の全てを含むものとする。（消費税及び地方消費税額含む。）

(ウ) 提出に当たり、社印及び代表者印を押印すること。

(エ) 日付は、提出年月日とすること。

(オ) 費用の内訳を示した内訳書を提出すること。

イ 企画提案書 7部（正1部 副6部）

様式は任意とし、別添の「大津市新庁舎整備における文書管理適正化支援業務企画提案書等作成要領（別紙2）」及び仕様書を参照し作成すること。なお、提出する書類には商号又は名称、代表者氏名、提案事業者を特定できる文章やロゴマーク等の表現は使用しないこと。

ウ 配置予定技術者調書（様式6-1及び6-2）統括責任者（管理技術者）用及び担当技術者用 各1部

上記の業務経歴に係る実績を証明する書類（契約書など実績調書の業務名称と発注者が確認できるもの）の写しを添付すること。

(2) 提出期間及び時間

企画提案に係る提出期限 令和8年3月18日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、前号の提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号（大津市役所別館2階）大津市総務部管財課庁舎整備室

(5) 参考資料等

ア 参考資料

市ホームページより下記の資料をダウンロードすることができる。

(ア) 大津市庁舎整備基本計画

(イ) 大津市議会公共施設対策特別委員会資料

イ 閲覧資料

(7) 資料名称

大津市現行文書管理制度の課題整理結果報告書（大津市新庁舎整備検討におけるオフィス環境整備支援業務成果物）

(4) 閲覧場所

大津市総務部管財課庁舎整備室

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市新庁舎整備における文書管理適正化支援業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 審査方法

ア 書面審査及びプレゼンテーション審査により行う。

イ プレゼンテーション審査の時間は提案15分、質疑応答15分とする。

ウ 参加人数は4人以内とし、提案説明は本業務を専任する者が行うこと。

エ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ市が用意したプロジェクターを利用することができる。なお使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

(2) 審査日及び場所

令和8年3月26日（木）

※詳細な時間及び場所は、別途提案者に文書にて通知する。

※応募が多数の場合は、別途審査日を設けることがある。

(3) 審査員

市職員5人程度を予定

(4) 審査基準

下記の項目を基本に審査を実施する。審査においては各審査員が100点満点で採点する。

ア 公文書管理制度及び運用の見直し支援【計25点】

(7) 支援業務の実施内容（進め方、実施手法及び方策の考え方）【10点】

a 本業務の主旨を理解しているか

b 本業務の進め方は適切か

c 提案内容は実現性があるか

(4) 効率性・効果性【10点】

a 効率的で効果的な公文書管理になりうる提案か

(7) 業務実施体制（人数、配置及び分担など）【5点】

a 提案内容に係る経験や実績を有しているか

b 実施体制（業務分担）の配置は適切か

イ 文書削減整備計画の策定支援【計25点】

(7) 支援業務の実施内容（進め方、実施手法及び方策の考え方）【10点】

- a 本業務の主旨を理解しているか
- b 本業務の進め方は適切か
- c 実現化手法及び方策の考え方は適切か

(4) 効率性・効果性【10点】

- a 効率的で効果的な文書削減整備計画になりうる提案か

(7) 業務実施体制（人数、配置及び分担など）【5点】

- a 提案内容に係る経験や実績を有しているか
- b 実施体制（業務分担）の配置は適切か

ウ 文書削減整備計画に基づく取組支援及び効果検証【計25点】

(7) 支援業務の実施内容（進め方、実施手法及び方策の考え方）【10点】

- a 本業務の主旨を理解しているか
- b 本業務の進め方は適切か
- c 実現化手法及び方策の考え方は適切か

(4) 効率性・効果性【10点】

- a 効率的で効果的な文書削減の取組になりうる提案か

(7) 業務実施体制（人数、配置及び分担など）【5点】

- a 提案内容に係る経験や実績を有しているか
- b 実施体制（業務分担）の配置は適切か

エ 独自の工夫、特色、その他提案【10点】

- (7) 独自の工夫がなされているか
- (4) 業務目的に合致した必要な提案か
- (7) さらなる効果が期待できるか

オ プレゼンテーション審査における取組姿勢【5点】

- (7) 積極的に取組む意欲を感じられるか
- (4) 企画提案書は簡潔でわかりやすく説得力があるか

カ 価格評価【10点】

$$\text{基準} = \frac{\text{提案者の価格}}{\text{提案者の中で最も低い価格}} \times 100$$

1.1 候補者の決定について

審査基準の各項目について提案に基づき審査し、各委員の合計点が、提案者の中で最高点であった者を最優秀提案者とし、この結果を基に天津市新庁舎整備における文書管理適正化支援業務プロポーザル審査委員会において、候補者を決定する。

ただし、最優秀提案者であっても、各委員の合計点が500点中300点未満の場合は、候

補者としない場合がある。

1 2 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知予定日

令和8年3月31日（火）

1 3 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 4 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 5 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 6 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 差替え及び再提出

提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(4) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 参加資格要件を満たしていない場合

カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

キ 価格見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(6) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(7) 全ての提出書類は返却しない。

(8) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

(9) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.7 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号（大津市役所別館2階）

大津市総務部管財課庁舎整備室（担当 佐々木、辻）

電話 077-536-5736

E-mail otsu1240@city.otsu.lg.jp